

## 令和7年度オンラインイベント等浜松の食魅力発信事業 業務説明資料

### 1 業務名

令和7年度オンラインイベント等浜松の食魅力発信事業

### 2 履行期間

契約日から令和8年1月30日まで

### 3 履行場所

浜松市内ほか

### 4 業務の目的

浜松市の食資源（農林水産物や食）を活用したオンライン体験イベント等を実施することにより、浜松市の食資源の認知度向上を図り、「食に関心のある小学生とその親」を主なターゲットとして“はままつ”産への愛着を育むこと及び認知度向上を目的とする。また、愛着を育むことにより、購買意欲の刺激につなげる。

### 5 業務概要

オンラインイベント（オンラインキッチン）の実施

### 6 業務内容

浜松産の食材を使ったオンラインによる料理イベント「オンラインキッチン」を実施すること。実施に当たっては、次の(1)～(6)については必須条件とし、それ以外に「4業務の目的」を達成するために有効な手法について提案すること。

また、可能な範囲で、浜松市公式 Instagram アカウント「はまのう」と連携した手法で事業を実施すること。

(必須条件)

(1) 対象は全国の小学生とその親（以下「参加者」とする）とする。

- ・募集に係るイベントの告知は、デジタル広告等において受託者が実施すること（後述(6)を参照）。
- ・参加者募集のランディングページは、浜松市 HP「はままつフードパーク」内に委託者が作成する。また、委託者の SNS においても告知を行う。
- ・参加者募集のランディングページ作成に必要な素材（実施概要、メニュー概要、素材写真等）やそれらを記載した告知バナーを作成すること。

- ・イベント申し込みは委託者が用意する専用フォームを使用し、受付・定員を超えた申し込みがあったときの抽選は委託者が行う。
  - ・イベント申込者等に対し、浜松製品のファンになってもらえるような効果的な方法があれば提案すること。
- (2) 講師はプロの料理人（料理系インフルエンサーも可）とする。
- ・全国的な知名度がある、浜松にゆかりがある、浜松市内の店舗に在籍しているなど、講師として選定した理由を含めて提案すること。
- (3) レシピのメインとなる食材は浜松産を使用する。
- ・農林水産物の認知度向上、今後の販売拡大等の効果を含めて食材を提案すること。その際、認知度向上等につながる内容があれば合わせて提案すること。
  - ・生産者の出演等、農林水産物への愛着形成が進む内容を検討すること。
  - ・使用するメインの食材は事前に参加者に郵送すること。郵送する食材に係る食材費、郵送費は参加者から徴収せず、本業務委託契約金額に含めることを想定している。なお、有料等の提案により、事業効果が向上すると見込まれる場合はその旨を提案すること（後述する任意要件を確認すること）。
  - ・レシピのメインとなる食材は浜松食材とする。また、実施ごとにメインとなる食材及びメニューは異なる内容とすること。（例：夏にウナギを使った主菜レシピ、秋に次郎柿を使ったデザートレシピで実施 など）
  - ・浜松市は令和7年7月1日で合併20周年となり、各種イベント等において合併20周年について周知を行う予定である。使用するメイン食材2品については、旧市町村単位で別の市町村が主な産地であるものとし、オンラインキッチン実施時には旧市町村の情報含め食材の紹介をすること。  
合併の経緯等については下記を参考とすること。  
<https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/shiminkyodo/kaigi/chiikikyougikai/ground/index.html>
- (4) オンラインでの実施とし、講師と参加者がリアルタイムでやり取りできる。
- ・必要に応じて講師とは別に司会を用意するなど、円滑に実施すること。
  - ・参加者が分かり易いよう、調理場面を拡大して表示したり、工程ごとに進捗状況を確認したり、1回当たりの人数を少なくし複数回実施したり、参加者から随時質問を受ける等の工夫をすること。
  - ・講師が実演する会場の想定を記載すること。
  - ・参加者へ講師側から声掛けや進捗の確認をするなど、参加者が一体感を感じるような運用をすること。
  - ・最低2回、合計参加者数40人以上実施とし、実施回数、人数を提案すること。
  - ・参加者に対し、事前に当日の注意事項やレシピの送付等を行うこと。
  - ・実施後、参加者アンケートを実施すること。

(5) 実施内容は録画の上公開できるように編集し、納品する。

- ・イベントは録画し、レシピ用動画として公開するためにレシピごとに短く編集すること。動画はYouTubeで公開を予定しているため、公開できる形式とする。
- ・参加者が動画に表示される場合は、表示されている参加者名で個人名がわからないように加工、公開を希望しない参加者を加工するなどの対応をすること。
- ・動画の権利は委託者に帰属するものとし、契約期間終了後も公開を続ける想定とする。なお、権利関係により公開期間が限定されるものについては、最低6か月間の公開可能期間を確保すること。

(6) イベント告知のためのデジタル広告等を実施する。

- ・イベントを告知するための効果的なデジタル広告について提案すること。
- ・広告プラットフォームは、ターゲット市場の状況を踏まえて情報の到達確度が高い媒体を選択するものとし、業務の目的を達成するために最適な配信方法や配信回数、配信時期について、委託者と協議のうえ決定すること。
- ・広告等に係る最適な経費配分をあらかじめ提示すること。ただし、デジタル広告にかかる費用は、事業全体にかかる費用の1/10以内とすること。
- ・デジタル広告以外で、本契約内で実施できるイベント告知手法を、原則として提案すること。
- ・委託者は、浜松市公式HP、農業水産Instagramアカウント「はまのう」等で告知を予定している。

(参考)

- ・過去に実施したオンラインキッチンの申込数等を下記に示す。  
また、内容・動画等については下記URLを参照すること。
- ・「過去参加者アンケート」の内容を考慮して提案すること。アンケートはプロポーザル参加事業者に送付予定。

(令和4年度)

第1回：応募者数 386 人（定員 20 人）

第2回：応募者数 784 人（定員 40 人）

(令和5年度)

第1回：応募者数 739 人（定員 20 人×2 回）

第2回：応募者数 416 人（定員 20 人×2 回）

(令和6年度)

第1回：応募者数 275 人（定員 20 人×2 回）

第2回：応募者数 214 人（定員 20 人×2 回）

<https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/foodpark/online-kitchen/top.html>

(任意要件)

過去に実施したオンラインキッチン後のアンケートにおいて、有料でも参加したいという意見が一定程度あった。本事業内の一部において材料費等として有料プログラムの実施の提案を可能とする。実施する際は、参加者からの費用の徴収、材料費等への充当等、本委託内で実施すること。有料プログラムを実施することで実施回数・参加人数を増やすことができる場合はその数値を示すこと。

## 7 本業務外での提案

来年度以降の事業の参考とするため、本プロポーザルの契約上限金額とは別に、オンラインキッチン以外で本業務の目的を達成することについて有効な手法について可能な範囲で提案すること。なお、この項目に係る内容は見積書に含めず、他の部分（本プロポーザルの契約上限金額内の提案）と明確に区分して企画提案書に記載すること。

## 8 成果物

- (1) ～ (4) については電子データにて提出すること。
- (1) 事業報告書（記載内容は委託者と調整すること）
- (2) イベント動画（DVD-Rにて納品すること）
- (3) 打合せ議事録
- (4) 参加者アンケート
- (5) 個人情報破棄の届出書

## 9 その他

- ・ 契約締結後、速やかに業務予定表を委託者まで提出すること。
- ・ 本業務に必要な人員を配置し、責任者を明確にし、委託者に報告すること。
- ・ 委託者と随時打合せを行い、業務の進捗状況、課題等の検討状況を報告すること。
- ・ 受託者は、事前に委託者の承諾を得た場合、本業務の実施にあたり、一部業務を受託者の責任において再委託できるものとする。
- ・ 本業務における成果品についての著作権、著作権等は浜松市に帰属するものとする。
- ・ 受託者は、委託者が認めた場合を除き、成果品に係る著作権人格権を行使できないものとする。
- ・ 受託者は、成果品について、第三者が権利を有する著作物（「既存著作物」という。）が含まれる場合には、受託者は当該既存著作物の使用に必要な手続き受託者の責任において行うこと。また、著作権関係の紛争が生じた場合も受託者の責任において一切を処理すること。

- その他、受託者が本業務の履行にあたり、受託者の故意により利用者その他の第三者に損害を生じさせた場合には、その賠償の責めを負うものとする。
- 本業務に関して知り得た情報を他に漏洩し又は本業務委託以外の目的に使用してはならない。業務委託期間が終了し又は業務委託契約が解除された後においても同様とする。
- 本業務の遂行に必要な個人情報の収集に当たっては、委託者が用意する専用フォームを使用することを標準とするが、必要に応じて、委託者と協議のうえ決定すること。
- 個人情報については、契約書に基づき取り扱うこととする。なお、業務において個人情報を扱う場合、個人情報を含む受託者の機器等については、盗難防止措置、権限管理等を適切に行うものとし、本業務終了後にデータ消去等を実施すること。なお、データ消去等完了後には委託者に「個人情報廃棄（返却）報告書」を提出するものとする。
- 本業務の遂行にあたっては、環境関係法令を遵守し、浜松市環境方針及び浜松市特定調達物品等の調達方針（ガイドライン）に基づいて、事業の推進に努めること。
- 本業務における基本的な仕様は以上のとおりであるが、企画提案書の内容により受託者（選定業者）と協議のうえ、一部を変更する場合もある。
- 本説明資料に記載のない細部の事項については、契約時または契約後に協議して決定する。